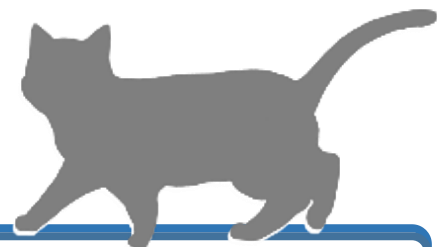


猫を飼っている方に守ってほしいこと

- ▶ 最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- ▶ 室内飼育に努めましょう。
- ▶ 所有者を明示しましょう。
- ▶ 不妊・去勢手術をしましょう。



猫のフンは「可燃ごみ」

猫砂に本物の砂や石を使用している場合は取り除いてください。

市では猫の捕獲はできません

猫の捕獲等の依頼がありますが、猫は愛護動物のため、野良猫であっても市は捕獲できません。猫でお困りの場合は長野保健福祉事務所(TEL026-225-9065)にご相談ください。



野良猫にエサを与えていませんか？

命を思う気持ちは大切ですが、エサを与えるだけでは猫を地域に居つかせ繁殖させ、かえって不幸な命を増やします。

また、その猫たちが、他のお宅に大変な迷惑をかけていることもあります。
猫にエサを与える場合はルールを守り、猫の被害と、不幸な命の誕生を減らすことが大切です。

- ▶ 他人の敷地でエサを与える場合は管理者の許可を受けてください。
- ▶ 排泄場所(トイレ)を必ず用意してください。
- ▶ 置きエサは絶対せず、対面で与えてください。
- ▶ 不妊去勢手術を行ってください。

市では手術に対し助成しています。 助成額 オス 3,000 円 メス 5,000 円
(詳しい情報は右の二次元コードから)



市ホームページ

- ▶ 猫が近隣に迷惑をかけていないか、良く観察してください。

須坂市生活環境課

TEL : 026-248-9019

長野県長野保健福祉事務所

TEL : 026-225-9065